

神戸市須磨区役所多目的会議室使用要綱

(趣旨及び標準処理期間)

- 第1条 この要綱は、須磨区役所多目的会議室（以下「会議室」という。）を、神戸市公有財産規則(昭和44年10月規則第43号の2)第24条第8号の規定によりその用途又は目的を妨げない限度において、市民団体や法人等（以下「団体等」という。）が使用することを許可することに関して、必要な事項を定めるものとする。
- 2 行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に規定する標準処理期間は原則1週間とし、須磨区長（以下「区長」という。）は、この期間内に申請に対する処分を決定するものとする。

(使用許可の申請)

- 第2条 会議室の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、様式第1号を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による使用許可の申請受付は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3月前の1日から使用日の1週間前の日まで行う。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。
- 3 区長は、第1項の使用許可に会議室の管理運営上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 4 団体等が初めて使用許可を申請する際は、様式第2号を区長に提出しなければならない。

(許可の基準)

- 第3条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の使用許可をしてはならない。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 会議室又は付属物若しくは備品（以下「設備等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 営利を目的とする使用であると認められるとき。
 - (4) 個人使用であると認められるとき。
 - (5) 会議室の管理上支障があると認められるとき。
 - (6) 申請者が、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当したとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、区長がその使用を不相当と認められるとき。

(許可の取消し等)

- 第4条 区長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し又は会議室の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。
- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
 - (2) 様式第1号により申請された内容と異なる使用内容が認められるとき。
 - (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 区長は、会議室を公用又は公共用に供するために必要を生じたときは、使用許可を取消すことができる。
- 3 第1項の許可の取消し又は使用の停止を受けた者は、会議室を原状に復し、返還しなければならない。
- 4 前項の費用は、使用者の負担とする。ただし、区長が不要と認める場合には、この限りではない。

(使用料の額及び納付方法)

- 第5条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。
- 2 使用料は、本市が発行する納入通知書により前納しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、後納することができる。
- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
 - (2) 区長がやむを得ないと認めるとき。

(使用料の減免)

- 第6条 神戸市長は、別に定める「神戸市須磨区役所多目的会議室減免取扱要領」に基づき、使用料を減免することができる。
- 2 申請者が使用料の減免を受けようとするときは、様式第3号を提出しなければならない。

(使用料の返還、返還額)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、使用料の全額を返還する。

- (1) 天災その他不可抗力により会議室を使用できなくなったとき。
- (2) 会議室の管理運営上の都合及び行政の使用により会議室を使用できなくなったとき。
- (3) 会議室の利用者が、使用日の1週間前の日（当該日が神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項に掲げる本市の休日であるときはその翌日）までに区長に使用許可の取消しを申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。

2 利用者が使用料の返還を受けようとするときは、様式第4号及び当該使用許可における様式第1号を提出しなければならない。

(建物の損傷等)

第8条 利用者は設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。

2 前項の費用は利用者の負担とする。

(厳守・指示事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 利用者は、会議室使用許可書に定める使用目的以外に使用してはならない。
- (2) 利用者は、その権利を譲渡し、又は他人に使用させてはならない。
- (3) 利用者は、設備等に装飾等の工作をしようとするときは、あらかじめその内容を区長に申請し、許可を受けなければならない。また、設備等の使用後直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。なお、この場合の費用は、利用者の負担とする。
- (4) 利用者は、会議室の定員を超えて入室させてはならない。
- (5) 利用者は、本市職員の入室を拒むことができない。
- (6) 利用者は、備付け以外の器具を使用しようとするときには、区長の承認を受けなければならない。
- (7) 利用者は、設備等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付してその旨を区長に届け出て、その指示を受けなければならない。
- (8) 利用者は、会議室の使用終了後、本市職員の点検を受けなければならない。

2 利用者は、次に掲げる事項を厳守し、入室者にも厳守させなければならない。

- (1) 喫煙し、その他火気を使用しないこと。
- (2) 使用を許可されていない設備等を使用しないこと。
- (3) 騒音又は大声を発生し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 許可を受けず、設備等を含む須磨区役所庁舎全体において、立札、ポスター、はり紙等の掲出及びくぎ類を打たないこと。ただし会場を標示するため特に区長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) 会議室の運営上不適当な行為をしないこと。
- (6) その他区長の指示に従うこと。
- (7) 区役所の執務時間中に使用する場合には、執務の妨げにならないよう利用者の責任において必要な措置を講ずること。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当する者の入室の禁止を命ずることができる。

- (1) 伝染病の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者及びこれらのおそれがあると認められる者
- (3) 秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (4) 第4条第1項各号の規定に該当する者

(市民の利用に供しない日)

第10条 毎年12月29日から翌年1月3日まで及び区役所等が使用する場合は、区民の利用に供しない。ただし、区長が必要と認める場合には、上記の場合においても使用させることができる。

(教示)

第11条 区長は、使用許可、使用許可の取消し等の行政処分をするときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に規定する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）第46条第1項に規定する教示をしなければならない。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(別表) (第5条関係)

施 設	面 積	9時から12時	13時から17時	17時30分から21時	9時から17時	13時から21時	9時から21時
多目的会議室1	198 m ²	8,500円	11,300円	9,900円	17,800円	19,100円	25,200円
多目的会議室2	140 m ²	6,000円	8,000円	7,000円	12,600円	13,500円	17,900円
多目的会議室3	79 m ²	3,400円	4,500円	4,000円	7,100円	7,700円	10,100円
多目的会議室(全)	417 m ²	17,900円	23,800円	20,900円	37,500円	40,300円	53,200円
401会議室	95 m ²	4,100円	5,400円	4,800円	8,600円	9,200円	12,200円
402会議室	28 m ²	1,200円	1,600円	1,400円	2,500円	2,700円	3,600円

※401会議室、402会議室は、多目的会議室を使用する際に控室、更衣室等として使用する時に限る。